基本目標 I 男女共同参画社会に向けての意識づくり

~ 固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会 ~

I-1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革

現状と課題

我が国の急速な少子高齢化に伴う家族や地域社会の変化、グローバル化による経済構造の変化など社会経済環境が急激に変化しているなか、将来にわたり持続可能な、多様性に富んだ活力ある社会を構築していくには、あらゆる場で男女が性別にかかわりなくその能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

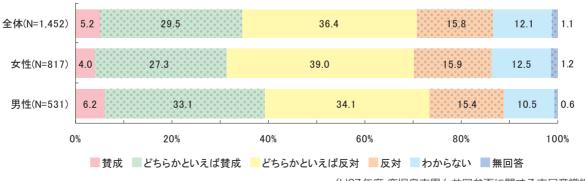
男女共同参画社会の実現の大きな障害の一つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識です。この意識は時代とともに変わりつつあるものの、未だに根強く残っていることから、これを解消し、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるための広報・啓発活動をさらに充実させるとともに、男性や、これからの時代を担う子ども、若者世代への積極的な取組が求められています。

近年、我が国の自殺者数は年間2万5千人前後で推移しています。本市においては年間100人前後で推移し、年齢別にみると50~60歳代が多く、男性は女性の2~3倍と高い割合を示しています。男性には未だに「男性は家計の支え手」という固定的性別役割分担意識や、「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきではない」という意識が根強く残っており、その過重な責任感が生きづらさの原因の一つにあると言われています。市民意識調査(図 1)においても、性別役割分担の考え方に肯定的な考え方を持つ人(「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた人数)の割合は、男性は女性よりも高くなっており、男女共同参画の理念の浸透が十分に進んでいない現状がうかがえます。

男女共同参画社会基本法*の施行後17年を経過しても、今なお男女共同参画が社会に十分に根付いてこなかった要因の一つには、男女共同参画の理念が男性自身に正しく理解されず、男性自身の問題として捉えられてこなかったこと、その結果、依然として根強い性別役割分担意識を背景に、長時間労働の結果として家庭生活や地域生活への男女共同参画が進んでこなかったことがあります。

今後は、男女共同参画を推進することは、少子高齢社会への対応にとって欠かせないことであること、また、性別役割分担意識の解消や長時間労働の削減、育児・介護への参加など地域生活や家庭生活へ参画していくことは、男性自身が生きやすい社会の形成につながることについて、広く理解が深まるような働きかけが必要です。

図1 「男性は仕事、女性は家庭」という性別役割分担に対する考え方



(1) 性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向けた広報・啓発

個人の多様な生き方を制約する固定的性別役割分担意識を反映した制度や慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないように、男女共同参画の理念を分かりやすく広報・啓発します。

また、男女共同参画社会の形成における男性にとっての意義と責任、家庭・地域等への男性の参画を重視した広報・啓発を行っていきます。

(2) 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し

男女共同参画社会の実現に向けた各種事業や啓発誌の発行を通して、あらゆる年代にジェンダー*(社会的・文化的に形成された性別)に敏感な意識を浸透させます。

また、市職員については旧姓使用を認めるなど、率先して慣行の見直しに取り組みます。

(3) 男女共同参画に関する調査・研究の実施

男女共同参画をめぐる現状や市民の意識についての調査を行うほか、各種統計情報の収集・整備・提供に努めます。

また、男女共同参画を自発的に研究する市民グループ等の活動を支援します。

主な事業	担当課
◇ 男女共同参画啓発パンフレット等の配布	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)	男女共同参画推進課
◇ サンエールフェスタ開催事業	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画推進課

市民の取組 男女共同参画センターの講座・催しに積極的に参加し、一緒に男女共同参画について考えましょう。

I-2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

現状と課題

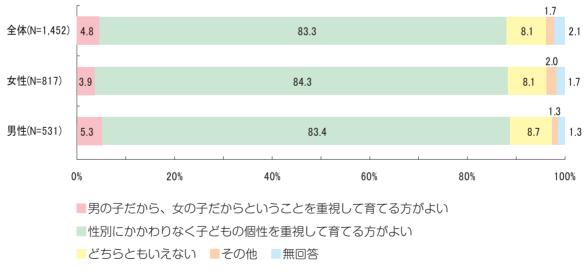
本市の市民意識調査(図 2)の結果では、子どもの育て方について「性別にかかわりなく子どもの個性を重視して育てる方がよい」とする人が最も多く(83.3%)、前回調査(平成22年度実施)の78.7%、前々回調査(平成17年度実施)の66.4%から増加し続けており、性別よりも子どもの個性を重視する傾向がさらに顕著になっています。性別によって子どもを区別するのではなく、子どもの個性を伸ばしていくことは、生き方の選択や可能性を広げることにつながります。

また、社会において固定的な性別役割分担意識の解消が十分に進んでこなかった原因は、人々の意識の中の「あるべき女性像、あるべき男性像」が長年にわたって培われてきたものであるために、その意識の変換が早急には進まなかったことにあります。次代を担う子どもたちが健やかに、また「すべての人の人権と個性は尊重されるべきである。」という人権意識を持って各々の個性と能力を発揮できるように成長していくために、子どもの頃から、その発達段階に応じて、男女共同参画の理解の促進に努めることが必要です。子どもたちが、将来を見通した自己形成が可能となるよう、暴力はいかなる場合も絶対許されるものではないことをはじめとした人権尊重の教育・啓発と、主体的に進路を選択・決定できる能力・職業観を身につけるとともに、自立した社会の担い手としての自覚を形成するキャリア教育の更なる充実が必要です。

そのために、家庭、学校及び社会が相互に連携し、男女共同参画の視点に立った家庭教育、 学校教育及び社会教育が進められるよう、保護者や教育関係者等への情報提供や学習機会の提供とともに男女共同参画の視点に立った教育の推進が重要です。

さらに、男女が主体的に多様な選択を行うことができるように、人生のそれぞれの段階におけるライフスタイル*に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、女性の能力や活力を引き出し、社会参画を進めるために生涯にわたる学習機会の提供に努める必要があります。

図2 子どもの育て方についての考え



(H27年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

推進施策

(1) 教育による男女共同参画の推進

教職員を対象とした研修を充実し、男女平等の理念の浸透と意識の高揚を図り、男女共同参画、ジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)の視点に立った学校教育を推進します。

また、家庭においては幼児期からジェンダーにとらわれない子育てや、男女がお互いを尊重しあい、 理解し助け合う心を育む教育に取り組むことが重要であり、そのために家庭教育に関する学習機会を 提供します。

(2) 情報を活用する能力(メディア・リテラシー*)向上のための取組

インターネットなどメディアによる影響が増大していることから、メディアに対して主体的に必要な情報を引き出し、評価・識別できるよう、メディア・リテラシー教育を推進します。

(3) 生涯学習の推進と女性のエンパワーメント*の促進

性別にかかわりなく、人生のそれぞれの段階における主体的で多様な選択を可能にするため、サンエールかごしま(男女共同参画センター、生涯学習プラザ)を中心とした学習機会の提供と公民館活動の充実、教育文化施設の利用を促進します。

また、女性が社会的、職業的に自立するために必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及 び学習機会の提供に努めます。

	主な事業	担当課
\Diamond	教職員対象男女共同参画研修会の開催	男女共同参画推進課
\Diamond	男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)(再掲)	男女共同参画推進課
\Diamond	乳幼児と保護者のための家庭の教育力向上講座開催事業	生涯学習課
\Diamond	生涯学習プラザ事業	生涯学習課
\Diamond	女性教育活動推進事業	生涯学習課
\Diamond	勤労女性センター事業(各種講座・自主クラブ)	生涯学習課

市民の取組

男女が互いの人権を尊重しあい、相手の立場を理解し、助け合う心を育てる家庭教育に取り組みましょう。

サンエールかごしまや公民館講座等を活用して、男女共同参画について積極的に学習しましょう。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の促進

~ 男女が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会 ~

Ⅱ-1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現状と課題

将来にわたって持続可能な、多様性に富んだ活力ある社会を築いていくためには、男女共同 参画社会の実現は不可欠であり、その実現に向けては、男女が対等な立場で共に政策や方針決 定過程に参画し、多様な視点を導入し、多様な発想を取り入れていくことが重要です。

世界各国の男女平等の進み具合を表す国際的な指標による2016 年版のランキング(図 3)では、経済、教育、保健、政治の4分野での男女格差を指数化した「ジェンダー・ギャップ指数(G G I)」では、国会議員や管理職における女性の割合の低さなどから我が国は144 か国中111 位であったのに対して、妊産婦死亡率や中・高等教育への進学状況などを比較した「ジェンダー不平等指数(G I I)」では159 か国中21 位となっています。両指数の順位の差は、すなわち我が国の政治・経済分野で女性の能力の活用が十分ではなく、女性の参画が大きく遅れていることを如実に物語っています。

本市においては、市政の進むべき方向の決定や事業の推進に関して審議などを行う各種審議会等への女性の参画率は、平成14年度末21.9%であったものが、平成27年度末で34.8%に達しており(図4)、これまでの取組により、登用は徐々に進みつつあります。

国においては、政策・方針決定への女性の参画の拡大を我が国社会にとって喫緊の課題であるとして、2020年30%(社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する)」の目標を掲げ、さらに審議会等の委員については、女性委員の割合が40%以上60%以下という数値目標が設定されており、本市においても、国の取組に合わせて取組を強化していくことが必要です。

今後とも、あらゆる分野の政策・方針決定過程に女性が参画し、男女双方の意見や考え方が 対等に反映されるよう、企業、地域などへ女性の参画の重要性についての理解の促進と働きか けを行うとともに、他者への見本となる役割モデル(ロールモデル*)や活躍事例等の収集、情 報提供等による女性自身の意識や行動の改革などを行い、女性の参画を積極的に進める必要が あります。

図3 GGI、GIIにおける日本の順位

GG I (ジェンダー・ギャップ指数)

順位	国 名	GG I 値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
:	:	:
111	日本	0.660

2016年世界経済フォーラムによる指数

GII(ジェンダー不平等指数)

順位	国 名	GII値
1	スイス	0.040
2	デンマーク	0.041
3	オランダ	0.044
4	スウェーデン	0.048
5	アイスランド	0.051
:	:	:
21	日本	0.116

2016年国連開発計画(UNDP)による指数

(資料:世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2016」及び国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2016」より作成)

推 進 施 策

(1) 審議会等への女性の参画の推進

各種審議会等の女性の公職参画状況調査を実施するとともに、平成33年度までに女性委員の比率を 40%とするために、登用計画の策定、進行管理を行います。

(2) 女性市職員の採用・登用の推進

能力主義と適材適所を基本としながら、女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画に基づき、 能力開発のための研修の充実、ロールモデルの紹介などに努め、女性職員の積極的な登用を進めます。

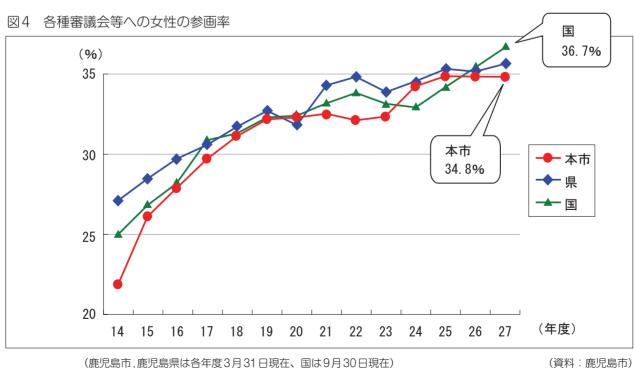
(3) 女性の能力開発と人材情報の整備

様々な分野における女性のための学習機会を提供するほか、社会参画を促進するための市民活動を 支援します。

女性リーダーを養成するとともに、人材情報を収集・整備して提供します。 活躍する女性のロールモデルの発掘や活躍事例の収集、提供を行います。

主な事業	担当課
◇ 公職参画状況調査	男女共同参画推進課
◇ 特定事業主行動計画に基づく取組	人事課ほか
◇ 女性団体連合会活動助成事業	男女共同参画推進課
◇ 勤労女性センター事業(職能向上に関する講座)	生涯学習課

市民の取組 審議会等の公募には、積極的に応募しましょう。 女性も自らの能力を磨き、自分の意見をはっきり主張して、社会に参画しましょう。



(鹿児島市,鹿児島県は各年度3月31日現在、国は9月30日現在)

Ⅱ-2 働く場における男女共同参画と女性活躍の促進

鹿児島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画

鹿児島市女性活躍推進計画

現状と課題

働くことは生活の経済基盤を形成するとともに、私たちに生きがいをもたらし、自己実現や 社会貢献につながる重要な意味を持っています。また、少子高齢化による労働力人口の減少が 進むなかで、女性の就業は経済の活性化に大きく貢献するものです。性別にかかわらず個性と 能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、働く場においても、制度面のみならず、 実質的な男女平等の確保が不可欠です。

これまで雇用の分野では、男女雇用機会均等法*、育児・介護休業法*などの改正により制度的な男女間格差の解消に向けて法整備は進んできました。しかし、女性は結婚や出産などにより離職を余儀なくされたり、希望する働き方での再就職が困難な傾向があります。非正規労働者に占める女性の割合は約7割で、経済的に不利な状況に置かれており、女性をとりまく雇用環境は厳しいものとなっています。

市民意識調査(図 5)においても、昇進、賃金などの男女間格差や女性が結婚や出産を機に退職する慣行など、雇用の現場における男女間格差が依然として残っている現実が浮き彫りになっています。また、女性の仕事に対する考えの理想と現実(図 6)をみると、女性が仕事を続けることに8割の人は肯定的ですが、現実は、「子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける。」の割合が最も高くなっています。仕事をやめる理由として、「仕事と家事・育児の両立は大変」「家事・育児に専念したい」が多いことからも、働きながら家事・育児を両立させるということが簡単なものではない現状が読み取れます。さらに、平成27年度の市勤労者労働基本調査によると、「女性の管理職への登用」を「行っていない」と回答した事業所の割合は34.9%で、平成25年度の県労働条件実態調査における女性管理職(課長相当職)の割合は11.9%にとどまっています。

このような中、平成27年8月に、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進することにより、豊かで活力ある社会の実現を目指す女性活躍推進法*が成立しました。

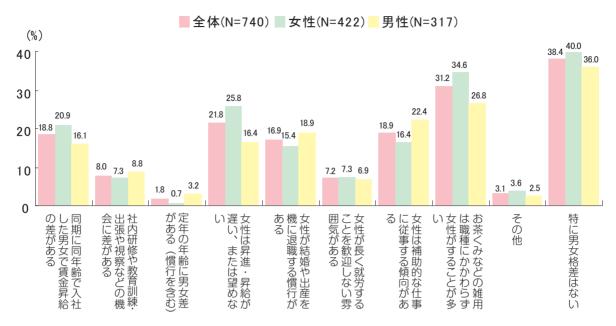
雇用の場における男女共同参画を推進するためには、企業に対し、男女の均等な機会と待遇の確保はもとより、性別による固定的な役割分担を反映した職場慣行が女性の職業生活に及ぼす影響に配慮して、女性の就業の継続や再就職支援(M字カーブ*問題解消に向けた取組)、女性に対する積極的な機会の提供、職業生活と家庭生活が両立できるような雇用環境の整備について、国や県とも連携して働きかけを行うほか、市民への労働関係情報の提供や学習機会の充実、再就職への支援に努める必要があります。

また、経済の活性化に果たす女性の役割を認識し、農林水産業、商工業などの自営業の分野や起業においても男女が均等な機会の下で一層活躍することができるような取組を進める必要があります。

M字カーブ*

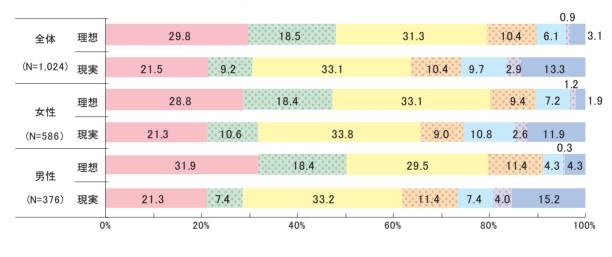
女性の年齢階級別労働力率の推移(総務省)でみると、通常、結婚・出産・子育て期にあたる20歳から40歳代に労働力率が低下する「M字カーブ」を描くといわれています。(図 7、用語解説参照)

図5 職場での男女格差の有無



(H27年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

図6 女性の仕事に対する考え(理想と現実)



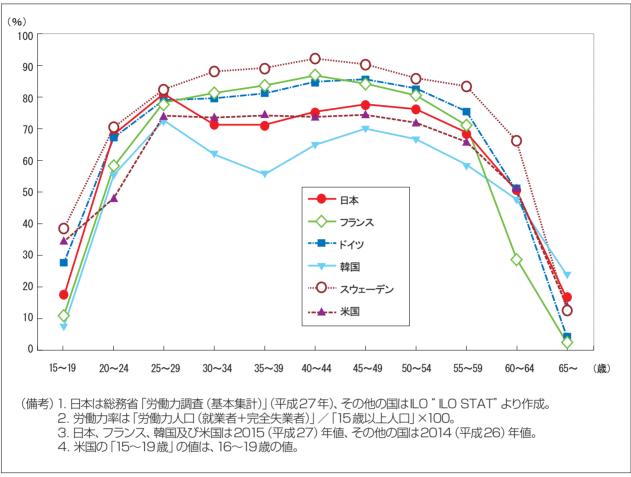
■ 結婚や出産後も、ずっと仕事は続ける ● 子育ての時期に一時的にやめて、その後はフルタイムで仕事を続ける

■ 子育ての時期に一時的にやめて、その後はパートタイムで仕事を続ける
■ 子どもができたら仕事はやめる

結婚したら仕事はやめる ■ 仕事はもたない ■ わからない

(H27年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

図7 女性の年齢階級別労働者率の国際比較



(資料:平成28年版 男女共同参画白書)

推進施策

(1) 男女雇用機会均等法に基づく雇用環境の整備

情報誌の発行や学習機会の提供等により、男女雇用機会均等法の周知と、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別的取扱いやセクシュアル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*等の防止に向けた広報啓発を行います。

(2) 女性活躍に向けた人材育成の支援

女性がいきいきと活躍する企業の取組の好事例等の情報を収集・発信するほか、キャリアカウンセリングなどの就業に関する相談事業、働く女性の能力開発のためのセミナー等を通して、働く場における女性活躍を支援します。

(3) 多様な働き方に応じた支援と就業環境の整備

パートタイム労働、有期契約労働、派遣労働など多様な就業形態に対して公正な処遇が図られるとともに、在宅勤務など柔軟性の高い働き方が推進されるよう、法制度等の情報の周知広報を進め、労働者福祉の向上を図ります。

(4) 再就職、起業、自営業等における女性の能力発揮と経営参画の促進

多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がそれぞれの生き方を選択する際に、職業生活に おいてもその能力を十分に発揮できるように様々な支援を行います。

子育て・介護をしながら就業を目指す女性に対して、就職に役立つ情報や学習機会の提供、関係機 関との連携などを通して再就職を支援します。

起業を目指す女性に対して、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営助言等、支援の充実を図ります。

中小企業、農林水産業などの自営業に従事する女性の能力開発や経営参画のための研修会等や情報の収集提供を行います。

(5) 職業生活における女性の活躍のための支援

女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価するための優遇制度を検討します。

鹿児島市においては、率先して特定事業主行動計画に基づき女性が活躍しやすい基盤づくりを推進します。

主 な 事 業	担当課
◇ 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 女性活躍推進事業	男女共同参画推進課
◇ 女性活躍アドバイザー配置事業	男女共同参画推進課
◇ 労政広報誌等の発行	雇用推進課
◇ ワーク・ライフ・バランス*を目指す事業所応援事業	雇用推進課
◇ 働きたい女性の就活応援事業	雇用推進課
◇ 女性・学生・シニア起業チャレンジ支援事業	産業創出課
◇ 特定事業主行動計画に基づく取組(再掲)	人事課ほか

市民の取組 女性も自らの能力を磨き、様々な場で自分の意見をはっきり主張しましょう。

働くことへの意識を高め、能力発揮に努めましょう。 能力開発のためにセミナー等に進んで参加しましょう。

事業者の取組 男女雇用機会均等法等の法令を遵守し、周知に努めましょう。

Ⅱ-3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

鹿児島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画

鹿児島市女性活躍推進計画

現状と課題

市民意識調査(図 8)によると、生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域、個人の生活」の優先度については、「仕事」と「家庭生活」と「地域、個人の生活」をともに優先したいと15.4%の人が希望しながら、実現できているのは5.7%にとどまり、「仕事」を優先したいと希望する人はわずか7.6%でありながら、実際に「仕事」を優先している人は26.9%にも上っている現状があり、仕事や家庭生活、地域活動などに自分の希望するバランスで関わっていくことが課題となっています。

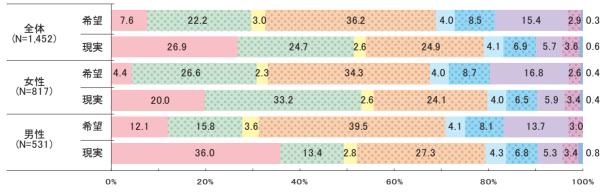
平成25 年度の市こども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査で、就労している父親の1日の残業時間を見ると、2時間以上3時間未満が22.9%と最も多く、約半数の父親が、2時間以上7時間未満の範囲で残業していることになります。また、子どもが病気やケガで保育園等を休んだ時の対処法を見ると、「母親が休んだ」が57.7%に対して、「父親が休んだ」は15.2%にとどまり、育児休業を取得しなかった理由で「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と答えた割合が母親8.7%に対し父親は14.7%に上るなど、男性が仕事に追われ、家事や育児に参画しづらい状況が伺えます。

女性の就業率が年々増加し、女性の活躍が進んできている一方で、長時間労働や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行(男性中心型労働慣行*)が依然として根付いており、家事・育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。また、男性にとっても、男性中心型労働慣行が、家事・育児・介護等への参画や地域社会への関わりの障害となっている状況にあるといえます。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていくうえで重要なものです。男女とも長時間労働を当たり前とせず、厳しい時間制約があることを前提とした働き方を構築し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、社会の活力と成長力を高め、持続可能な社会を実現するためには不可欠です。

ワーク・ライフ・バランスの持つ意義について、企業を含めて社会全体に浸透させ、育児・介護休業制度等の条件整備や取得促進の働きかけと合わせて、男性中心型労働慣行等の見直しを促し、男女が共に仕事や家庭生活、地域活動などに自らの希望するバランスで参画できる環境づくりを推進していかなければなりません。

図8 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の関わり方(希望と現実)



- ■「仕事」を優先 ■「家庭生活」を優先 | 「地域・個人の生活」を優先 | 「仕事」と「家庭生活」をともに優先
- 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
- 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先
- わからない 無回答

(1) ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が、企業や経済社会の活性化や個人生活の充実につながるものであることを踏まえ、長時間労働の削減や生産性の向上に向けた効率的な働き方を推進するとともに、男性中心型労働慣行及び固定的性別役割分担意識の見直しの必要性について、管理職も含めて意識啓発を図ります。

企業における取組を促進、評価するための優遇制度を充実します。

ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の好事例等の情報を収集・発信します。

(2) 家事・育児・介護を行う労働者が働き続けられる環境の整備

男性の家事や育児、介護への参画を促進するために、学習機会の提供、育児・介護当事者の交流の場や情報の提供などを行います。

市職員については、率先して長時間労働を削減し、有給休暇の取得を推進するとともに、男性の育児休業取得について意識啓発を図り、育児・介護休業制度の定着を推進します。

(3) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育の提供、延長保育、病児病後児保育事業などの地域 子ども・子育て支援事業の実施などにより、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。また、 余裕教室の徹底活用や民間の活用などにより、計画的かつ積極的に児童クラブを整備します。

すこやか子育て交流館を核とした子育て支援のネットワークを構築するなど、地域における子育て 支援体制を整備・充実します。

子育て中の親に対して社会参画を支援するサポート、相談体制を充実します。

子育て世帯への経済的支援策を充実します。

また、介護者の負担を軽減するために、介護人材育成や介護サービスを充実します。

主 な 事 業	担当課
◇ 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)(再掲)	男女共同参画推進課
◇ ワーク・ライフ・バランスを目指す事業所応援事業(再掲)	雇用推進課
◇ 男性の育児参加ムーブメント推進会議開催事業	こども政策課
◇ 育児支援ハンドブックの配布	人事課・職員課
◇ 特別保育(延長保育)事業、病児・病後児保育事業	保育幼稚園課
◇放課後児童健全育成事業	こども政策課
◇家族介護講習会等開催事業	長寿支援課

市民の取組 仕事中心の生活から、家庭・地域を視野に入れたバランスのとれたライフスタイルに転換しましょう。

育児・介護サービスを利用しながら家族みんなで助け合いましょう。

事業者の取組 育児・介護休業制度について従業員等に情報提供を行い、男性も含めて取得しやすい雰囲気づく

りに努めましょう。

長時間労働の削減など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりに努めましょう。

Ⅱ-4 地域・防災・環境分野への男女共同参画の推進

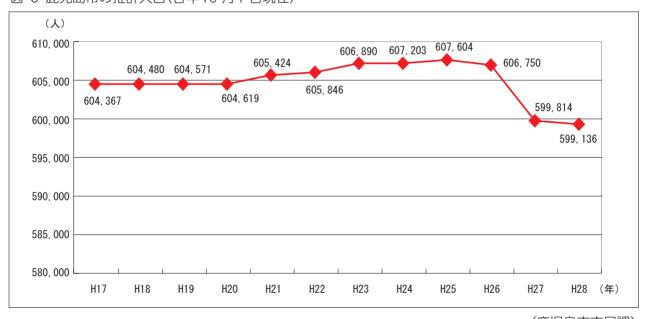
現状と課題

「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、本市においても平成25年をピークに人口減少局面へ移行した可能性が高くなっています(図9)。若い女性の人口減少が進み、少子化が一層深刻化することや、若い世代が少なくなることで地域コミュニティを維持することが困難になることなどが懸念されます。そのような中、地域での防犯活動、高齢者や障害者など支援を必要とする人々の見守り活動、町内会、老人クラブ、子ども会といった各種の地域活動の活性化を図り、女性も男性も、多様な住民に出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。

東日本大震災では、防災分野での男女共同参画の取組や地域における男女共同参画の取組が十分進んでいないことが、現場での様々な問題として顕在化したという面がありました。このことを受け、国は「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、女性に配慮した避難所運営などを求めてきましたが、平成28年4月に発生した熊本地震でも、対応が不十分なケースが見受けられました。防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画することや、男女のニーズの違いに配慮し、男女が共に事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施する、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立が求められています。

また、環境の分野については、地域に根ざした活動から、全国規模、地球規模の活動まで様々なものがありますが、組織の運営や活動の進め方など、あらゆる分野での男女共同参画を推進していくことが、持続可能な社会を形成していくうえでますます重要になってきています。

図 9 鹿児島市の推計人口(各年10月1日現在)



(鹿児島市市民課)

(1) 男女共同参画の視点を持った地域コミュニティの形成

地域における方針決定過程への女性の参画拡大や、多様な年齢層の男女の参画を促進するとともに、消費者として自主的かつ合理的に行動できるように支援します。

ボランティア活動や地域活動の活性化を図り、市民活動を支援します。

(2) 防災における男女共同参画の推進

地域防災計画の策定・執行にあたっては男女共同参画の視点を取り入れるとともに、適切に避難所運営や被災者支援等が行われるよう、防災関係者に対して意識啓発を図ります。

消防団、自主防災組織等における活動への女性の参画を拡大するとともに、消防行政においても女性消防吏員を増やすための取組を行うなど、女性職員の活用を図ります。

(3) 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組

環境問題に関する市民の意識を喚起するとともに、市民団体の環境活動、ネットワークを支援し、 環境分野における男女共同参画を推進します。

主な事業	担当課
◇ コミュニティ活動推進講座	地域振興課
◇ 消費者啓発事業	消費生活センター
◇ 女性消防団員の活躍推進	消防局警防課
◇ 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の充実	危機管理課
◇ かごしま環境未来館管理運営事業	環境政策課

市 民 の 取 組 町内会活動など、地域の活動に積極的に参加しましょう。 地域において、男性優先の慣習を改め、男女ともに活動しやすい環境を作りましょう。



Ⅱ-5 男女共同参画の推進に関する国際社会との協調

現状と課題

女性の地位向上と男女平等に向けた我が国の取組は1975年(昭和50年)の国際婦人年を契機とする国際的な動きと連動して進められてきました。1995年(平成7年)に開催された第4回世界女性会議で採択された北京宣言では、すべての女性の「平等・開発・平和」の目標を推進することが明確にされ、その実現のためには、地球上の人々の多様な生き方や生活・文化などについて理解を深め、尊重しあうことが求められています。

このようななか、我が国は、1985年(昭和60年)に女子差別撤廃条約を批准しましたが、2016年(平成28年)の国連の女子差別撤廃委員会の最終見解で指摘されているように、いまだ多くの課題が残されています。

国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで不可欠な要素であることから、本市においても、国際的な男女共同参画の取組状況を常に把握し、市民に情報発信するとともに、国際的な視野に立って男女共同参画を推進していくことが重要です。

推 進 施 策

(1) 男女共同参画に関する国際的な情報の収集と提供

国際的な男女共同参画に関する情報を収集・整備し、市民に情報発信、提供します。

主な事業	担当課
◇ 男女共同参画センター運営事業(学習・研修講座)(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画センター運営事業(図書等の収集提供)	男女共同参画推進課
◇ サンエールフェスタ開催事業(再掲)	男女共同参画推進課

市民の取組 自分にできることから国際交流を実践し、国際理解を深めましょう。



基本目標Ⅲ 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

~ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会 ~

Ⅲ-1 配偶者等からの暴力の根絶

鹿児島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画

鹿児島市DV対策基本計画

(1) 配偶者等からの暴力防止のための情報提供及び啓発の強化

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、性別により差別されないことが大切です。配偶者・パートナーからの暴力(DV*)、性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの暴力は、重大な人権侵害であると同時に、男女の平等やお互いの尊厳を重んじた対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害する要因となっています。すべての人が安全に安心して暮らせる社会を実現するためには、これらの暴力を許さない社会を目指し、絶え間ない取組が必要です。

特にDVは、被害者の多くは女性であり、暴力の要因として男女間の経済力や社会的地位の格差、性別による固定的な役割分担意識など、男女が置かれている状況等が深く関わっている構造的な問題であることから、男女共同参画社会の形成を妨げる社会的な問題であるという認識が必要です。

本市においては、これまでカードサイズDVリーフレットの配布や生徒・学生向けデートDV*講演会、DV防止庁内連絡会議や庁内外の関係機関からなるDV防止対策委員会の開催など、DVの予防と被害者支援に向けた取組を行ってきていますが、市民意識調査(図10)によると、配偶者間等で、身体、精神、性的のいずれかの暴力の被害経験が「1・2度あった」「何度もあった」と答えた人は、女性では約4人に1人、男性では約7人に1人に上るなど、DVは多くの人にとって身近に起こっており、更なる予防啓発が重要です。

図10 配偶者からのDV被害経験の有無(性別・暴力種類別)



(H27年度 鹿児島市男女共同参画に関する市民意識調査)

第3章 計画の内容

また、DVの防止には、若年層を対象として早い段階から啓発を行うことが有効であるといわれています。市民意識調査(図 11)では、10歳代から20歳代において、身体、精神、性的のいずれかの暴力の被害経験が「1・2度あった」「何度もあった」と答えた人は、女性では約6人に1人となっており、DVは大人だけの問題ではありません。

近年、SNS*(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など、インターネット上のコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力は一層多様化しています。平成25年の法改正により、生活の本拠を共にする交際相手(元交際相手を含む)からの暴力もDV防止法*の対象となったことも踏まえ、交際相手等からの暴力(デートDV)の問題について考える機会を積極的に提供するとともに、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める広報啓発や、男女平等の理念に基づく教育を行うことが必要です。

推 進 施 策

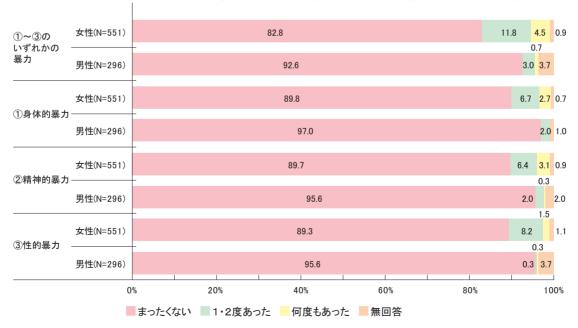
DV根絶のための講座や研修会を実施し、あらゆる場で広報啓発活動を展開します。

DVの発生を未然に防ぐためにデートDV講演会を開催するなど、若年者へのDV予防教育を充実します。

主な事業	担当課
◇ 男女共同参画情報誌「すてっぷ」の発行(再掲)	男女共同参画推進課
◇ デートDV講演会の開催	男女共同参画推進課
◇ DV防止啓発誌の配布	男女共同参画推進課

市民の取組 DV(ドメスティック・バイオレンス)は人権侵害であるという意識を深めましょう。

図11 10歳代から20歳代における交際相手からのDV被害経験の有無(性別・暴力種類別)



(2) 相談窓口の周知と相談体制の充実

現状と課題

近年、DVに関しては、全国的に相談件数が増加していますが、被害者は、自立に至るまでに 心身の健康の回復、就業、住居や生活費の確保、子どもの就学など様々な困難を抱えており、 被害者へのきめ細やかな支援が求められています。そのためには、男女共同参画センターにお ける女性のための総合相談や法律相談等を、今後も引き続き身近な相談先として周知を図ると ともに、相談だけでなく被害者の自立までの切れ目のない支援を行っていく必要があります。

また、市民意識調査(図 10·11)からは、男性もDVの被害にあっている実態が読み取れますが、相談に至る男性は非常に少ないことから、男性に向けた相談先の周知や相談体制の整備にも留意する必要があります。

被害者は、加害者からの報復や当事者同士の複雑な関係など様々な理由から支援を求めることをためらうことがありますが、被害の深刻化を防ぐためには、被害者を早期に発見し、警察への通報や各種相談機関への相談を促さなければなりません。

推 進 施 策

市広報誌やリーフレット等を活用し、男女共同参画センター相談室(鹿児島市配偶者暴力相談支援センター*)をはじめ、各相談窓口について広報・周知します。

関係機関の相談員のスキルアップ*を図り、相談体制を充実します。

主 な 事 業	担当課
◇ カードサイズDVリーフレットの配布	男女共同参画推進課
◇ 男性相談カードの配布	男女共同参画推進課
◇ 男女共同参画センター運営事業(相談事業)	男女共同参画推進課
◇ 関係機関相談員研修・意見交換会開催	男女共同参画推進課

市民の取組 暴力に気づいたら、警察、配偶者暴力相談支援センター等に相談・通報しましょう。

(3) 関係機関との連携の強化

現状と課題

DV被害者は、心身の回復、生活再建にあたり様々な困難を抱えることになり、その保護のためには、あらゆる場面で、庁内関係課の連携はもとより、国、県、警察、裁判所、医療機関、民間支援団体、さらには他市町村など広域的な連携が必要です。特に、安全を確保するためには、警察との協力・連携は不可欠です。

また、職務上被害者と接する機会の多い窓口担当者等に対しては、DVの特性に関する理解、被害者の個人情報の保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応により被害者に更なる被害(二次被害*)が生じることのないよう配慮する必要があります。

平成25 年度にDV防止対策委員会を設置し、組織の垣根を越えた連携の強化を図っていますが、平成28 年 1 月に国際認証を取得した「セーフコミュニティ*」における取組を通して、全市的なDV防止活動を着実に推進することが重要です。

推 進 施 策

DV防止対策委員会を開催し、DV被害者への支援に係る関係機関との情報交換を密にし、官民双方向の支援・連携を強化します。

DV防止庁内連絡会議、関係機関相談員研修会等を実施して、職務関係者からの二次被害を防止します。

民間支援団体等への活動支援を検討します。

主な事業	担当課
◇ DV防止対策委員会の開催	男女共同参画推進課
◇ 警察、県女性相談センター等との連携	男女共同参画推進課
◇ DV防止庁内連絡会議開催	男女共同参画推進課
◇ 関係機関相談員研修・意見交換会開催(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 民間支援団体等への活動支援の検討	男女共同参画推進課

女性に対する暴力をなくす運動(11月12日~25日)

内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置づけ、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとしており、全国的に地方自治体や女性団体その他関係機関が、啓発イベント等を実施するなど、女性に対する暴力の問題に対する取組を強化して実施しています。本市でも、この期間中に講演会や街頭キャンペーンなどの啓発活動を行っています。



女性に対する暴力根絶のための シンボルマーク

(4) 被害者の保護と自立支援の充実

現状と課題

DV被害者が加害者との生活に終止符を打ち、新たな場所で生活を再建していくためには、 暴力によってダメージを受けた心身の回復や住宅の確保、就労等による経済基盤の確立、子育 て支援等、中長期にわたる様々な支援が必要です。

支援に当たっては、加害者が個人情報に係る閲覧等を不当に利用し被害者等の住所を探索するおそれがあることを踏まえ、被害者情報の保護の徹底や、緊急時の安全確保に配慮すること、さらに、それぞれのDV被害者の状況に応じたきめ細やかな配慮のもとで、相談から自立支援まで切れ目ない支援を行う体制づくりが求められています。

推 進 施 策

鹿児島県女性相談センター、母子生活支援施設、警察等との連携により、DV被害者の保護・緊急避難先を確保します。

市営住宅の優先入居の取扱い、生活保護制度の活用、配偶者暴力相談支援センターが発行する証明の活用等により自立生活を支援するとともに、配偶者暴力相談支援センターを中心とした本市のDV被害者の支援体制の充実を図ります。

住民基本台帳事務における支援措置の適切な運用、また全庁的に情報管理を徹底して、被害者の安全を確保します。

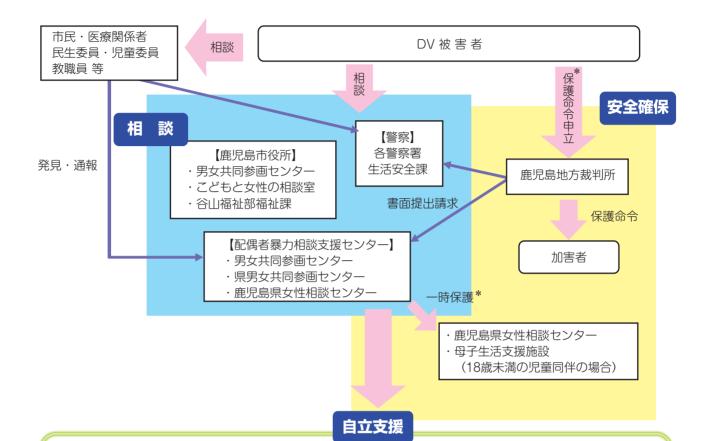
	主な事業	担当課
	偶者暴力相談支援センター業務の実施	男女共同参画推進課
	察、県女性相談センター等との連携(再掲)	男女共同参画推進課
♦ D	V等の被害者に係る住民票の写しなどの交付制限	市民課
♦ 配	偶者からの暴力被害者の市営住宅入居の優遇措置	住宅課

パープルリボン運動



子どもや暴力の被害者にとって世界を安全なものとすることを目的として、1994年(平成6年)、アメリカで近親姦やレイプの被害者によって生まれたものです。現在、40カ国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力をなくす運動」のシンボルとして使われています。本市では「女性に対する暴力をなくす運動」の一環としてパープルリボンツリーを市内各所に設置しています。

DV被害者を支援する関係機関の連携(相談・安全確保・自立支援)



自立に向けた支援・情報提供

- ・配偶者暴力相談支援センター (男女共同参画センター、県男女共同参画センター、県女性相談センター)
- ・こどもと女性の相談室、谷山福祉部福祉課
- ·母子生活支援施設、婦人保護施設
- · 民間支援団体

生活拠点の確保

- こどもと女性の相談室 (母子生活支援施設)
- ·住宅課(市営住宅)
- ・県女性相談センター (婦人保護施設)
- · 県住宅政策室(県営住宅)

福祉サービス

- ・こども未来部・すこやか長寿部
- ・福祉部 ・谷山福祉部

心のケア・医療支援

- 保健予防課、保健センター
- ・精神保健福祉センター
- ・医療機関
- · 民間支援団体

法律相談・法的手続き支援

- ・男女共同参画センター
- ・市民相談センター
- ・県男女共同参画センタ-
- ・法テラス(資金援助)
- ・県弁護士会
- · 地方裁判所、家庭裁判所

就労支援・職業訓練

- こどもと女性の相談室、 谷山福祉部福祉課
- ・生活・就労支援センター かごしま
- ・ハローワーク

子どもへの支援

- こども政策課
- (児童クラブ、ファミリー・サポート・センター)
- ・教育委員会(就学援助、転校手続き)
- · 児童相談所、児童養護施設等
- ・学校、幼稚園、保育所、認定こども園

経済的支援・行政手続き支援

- こどもと女性の相談室、谷山福祉部福祉課 (母子父子寡婦福祉資金など)
- · 生活保護担当課
- · 住民基本台帳担当課
- ・国民年金担当課
- ・国民健康保険担当課
- · 年金事務所
- · 社会福祉協議会(生活福祉資金貸付)

Ⅲ-2 男女の人権の尊重と自立への支援

現状と課題

生涯を通じて豊かな人生を送るためには、女性も男性も互いの身体的性差を十分理解しあい、健康についての正確な知識・情報を得て、心身ともに健康を維持していくことが大切です。そのためには、子どもの頃からの健康教育や性教育、食育を推進するとともに、健康に甚大な影響を及ぼす問題について十分な情報提供に努めなければなりません。

女性は妊娠や出産を経験する可能性があるなど、男性と異なった健康上の問題に直面することに留意し、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を踏まえ、女性の生涯を通じた健康の保持増進を支援する一層の取組が必要です。

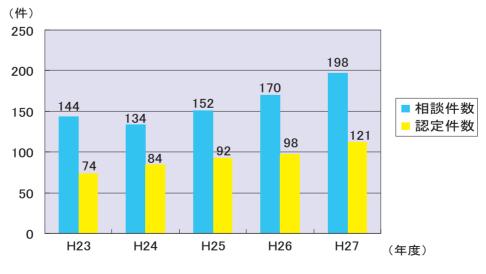
男性については、すべての年代で女性より自殺率が高く、特に15歳から44歳という、学生や社会人として社会を牽引する世代において、死因順位の第1位を自殺が占めています。「男性は強くあるべき、弱音は吐くべきでない」という意識が根強く残っていて、その過重な責任感が生きづらさの原因の一つと言われています。精神面で孤立しやすい男性の心身の健康についても配慮が求められています。

性的指向*や性同一性障害*などを理由として困難な状況に置かれている人々に対しては、人権尊重の観点から配慮が必要です。

さらに、全国各地で家庭における子どもへの虐待により、子どもを死に至らしめたり、心身に深刻な被害を及ぼしたりする児童虐待が数多く起こっています(図 12 参照)。次代を担う一人ひとりの子どもの成長を学校や個人、家庭だけの問題とするのではなく、社会全体で見守り、支えていくという観点から、児童虐待の早期発見、早期対策、被害児童の迅速かつ適切な保護をはじめ、経済状況が厳しい家庭環境にある子どもへの更なる支援や障害のある子どもの自立や社会参加に向けた対策の充実など、安心して親子が生活できる環境づくりが大切です。

また、社会全体としては、単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化などの中で、貧困など生活上の困難について幅広い層への広がりが見られます。男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる男女共同参画の推進のためには、このように様々な困難な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、健康で安心して暮らせる環境整備を進めていくことが必要です。

図12 本市の児童虐待相談件数



(資料:鹿児島市)

(1) 各種相談機能の充実

女性のための総合相談をはじめ、現代社会における男女の様々な不安やストレスの軽減・解消を図るための相談体制を充実し、それぞれのライフステージ*に応じた心の健康づくりなどを支援します。

また、性的指向や性同一性障害などを理由として困難な状況に置かれている人々に対しての相談体制、精神面で孤立しやすい男性に対する相談体制を確立するほか、自殺に関する相談、自殺予防に関する啓発活動を充実します。

(2) 生涯を通じた男女の健康の支援

生涯を通じた心身の健康の保持・増進のための食育及び健康教育、健康相談、健康指導等を推進するとともに、労働基準法、男女雇用機会均等法に基づく母性保護、母性健康管理についての情報提供・ 意識啓発を図ります。

健康増進のためにあらゆる年代に対応したスポーツ参加を促進します。

妊娠・出産に関する健康支援、性差に応じた医療に関する知識の普及、薬物乱用についての広報啓 発など健康を脅かす問題への対策を推進します。

(3) 男女の人権が尊重される社会環境の整備

学校、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメント防止のための研修や広報啓発活動を推進します。

女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを進めます。

青少年健全育成活動を推進し、人権侵害につながる有害環境の浄化に努めます。

子どもに対する暴力・虐待に対して総合的な対策に取り組みます。

(4) 様々な困難に直面する人々への支援

貧困など生活上困難な状況に置かれたひとり親家庭等に対して、経済的・社会的自立を促進するために、きめ細やかな支援を行います。

複合的な課題を抱える生活困窮者に対する相談体制を整備するとともに、その自立を支援します。 外国人への多言語対応による情報提供など、外国人が安心して暮らせる環境の整備に努めます。

基本目標皿 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

Ė	き な 事	業	担当課
◇ 男女共同参画セング	ター運営事業(相談事業)(再掲)	男女共同参画推進課
◇ 精神保健福祉推進	事業		保健予防課
◇ 自殺対策事業			保健予防課
◇ 元気いきいき検診	事業		保健予防課
◇ 食育推進事業			保健政策課
◇ 児童虐待対策事業			こども福祉課
◇ 生活困窮者自立支持	援事業		保護第一課

市民の取組 悩みや問題は一人で抱えこまずに、相談機関を積極的に利用しましょう。

家庭でも性や命の大切さについて語り合いましょう。

子どもの虐待に気づいたら、児童相談所や地区の民生委員に知らせましょう。

事業者の取組 職場におけるセクシュアル・ハラスメントをなくしましょう。

